

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【厚木市】	
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題	
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)	
厚木市教育委員会 外国籍児童・生徒等指導推進部会 ＜構成メンバー＞ ○厚木市教育委員会 ・担当指導主事等 ○国際教室担当教職員 ・22校 各1人 ○日本語指導協力者派遣校 ・33校	＜日本語指導協力者＞ ・34人 13言語 ・対応言語 英語、スペイン、ポルトガル、中国 ベトナム、タガログ、タミル、クメール タイ、ラオス、モンゴル、シンハラ、韓国 ＜日本語指導教室支援員＞ ・11人 日本語指導を必要とする児童・生徒 日本語指導プレクラス 来日直後等により、日本語初期指導が必要な児童・生徒が対象 ＜日本語指導プレクラス指導者＞ ○専任教諭(県費負担教職員) ○支援員 ・2人(1日に付き1人の配置) 国際教室設置校 国際教室非設置校 ・日本語指導協力者の派遣 ・「特別の教育課程」の編成、実施 日本語指導教室設置校 ・日本語指導教室支援員の派遣
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること	
(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営	
■外国籍児童・生徒等指導推進部会 ○第1回 令和7年4月18日(金) ・対象:国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当 ・講義「外国につながる児童・生徒への支援について」 ・グループ協議 【テーマ】各校における日本語指導の現状について ・事務説明 ○第2回 令和7年8月1日(金) ・対象:国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当、 日本語指導対象児童・生徒の担任(希望者)、日本語指導協力者(希望者) ・「児童・生徒の日本語理解度を基にした効果的な指導について」	

- ・中学校区にてグループ協議及び情報提供

(2) 学校における指導体制の構築

○国際教室の設置

- ・日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が5人以上在籍する場合、国際教室を設置し、1人の教員が加配される。在籍人数が20名以上の場合には原則2人の教員が加配される。
- ・国際教室担当教員は、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・国際教室担当教員は、年間2回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の充実に努める。

○国際教室非設置校

- ・国際教室の設置がない学校のうち、日本語指導協力者等の支援が必要な児童・生徒がいる場合は、校内に日本語指導協力者派遣担当教員を配置し、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・日本語指導協力者派遣担当教員は、年間2回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の強化に努める。

○教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員との連携

- ・教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員とも連携しながら、共生社会に向けた取組を推進する。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○外国籍児童・生徒等指導推進部会の中で説明や進捗状況の確認等を行う。

- 4月：「特別の教育課程」、「教育支援計画」の編成と実施についての説明
- 8月：個別の指導計画に基づいた指導実践の確認
- 3月：個別の指導に対する評価・報告

(4) 成果の普及

- ・教育委員会主催の担当者会等で取組の報告及び情報交換を実施した。
- ・各学校の状況や取組について、県担当者会等で情報提供した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

■日本語指導協力者の派遣

- ・教育課程内の時間における個別指導にあたる支援員。
- ・指導内容は、日本語の基礎的な読み書き及び日本語の会話の指導、生活適応指導、家庭との連絡等
- ・対応言語 英語、スペイン、ポルトガル、中国、ベトナム、タガログ、タミル、クメール、タイ、ラオス、モンゴル、シンハラ、韓国
- ・小学校21校 中学校12校 計33校へ派遣 対象児童・生徒 294人 累計7,000時間

■日本語指導プレクラス支援員の配置

- ・日本語指導プレクラス通室の児童・生徒に対して個別指導にあたる支援員。
- ・指導内容は、日本語の基礎的な読み書き及び日本語の会話の指導、生活適応指導、家庭との連絡等
- ・通室児童・生徒数 30人

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

【成果】

- ・国際教室の運営や日本語指導協力者の効果的な活用、指導方法改善等の情報を共有することができた。
- ・専門的な知識や経験を基にした効果的な指導について、演習等を通じて学びを深めることができた。

【課題】

- ・担当者の入れ替わりが多くあるため、日本語指導や日本語指導協力者との連携、国際教室の運営につい

て他校との情報交換に加え、定期的な訪問等による指導が必要であると考えられる。

(2) 学校における指導体制の構築

【成果】

- ・国際教室を設置することにより、日本語の指導を必要とする児童・生徒に対してのきめ細かな指導・支援をすることができた。また、国際教室担当教諭が在籍級との連携を図り、日本語指導協力を効果的に活用することにより指導の効果を引き出すことができた。

【課題】

- ・国際教室新設校が2校あったため、新年度から日本語指導協力者を集中的に配置する等の支援をしたが、今後も引き続き、運営や指導法についての助言を継続していく必要があると考えられる。
- ・学校によっては、日本国籍ではあるが日本語を必要とする児童・生徒が多く在籍しており、教員の加配条件を満たさず、一人の教員が多くの児童・生徒を担当している学校があること。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

【成果】

- ・日本語指導が必要な児童・生徒一人一人の状況を把握し、個に応じた指導・支援を計画的に実施することができた。
- ・個別の教育的ニーズをつかみ、児童・生徒の実態に応じた日本語指導協力者の派遣を行うことができた。

【課題】

- ・DLAを基にしたアセスメントを実施し、個に応じた指導に生かすことや計画的に指導と評価を行い、指導改善をすること。
- ・学校全体で情報を共有し、日本語指導を必要とするすべての外国につながる児童・生徒について「特別の教育課程」及び「個別支援計画」を編成し、十分な支援が行き渡るような環境づくりの意識を高めていくことが大切であること。

(4) 成果の普及

【成果】

- ・日本語の指導が必要な児童・生徒等の増加による課題を共有し、指導法の改善や日本語指導協力者の効果的な活用の仕方について他校の実践等を参考にすることで、自校での指導・支援に生かすことができた。
- ・本市の国際教室や日本語指導プレクラスでの取組を県担当者会で情報提供することで、他市の状況や効果的な取り組みについて意見交換をすることができた。

【課題】

- ・担当者の入れ替わりが多いため、協議会等で共有してきた情報や資料が活用されないままになることあるため、各学校への訪問や個別の相談の機会を設け、各校の現状や課題を把握した上で指導主事や日本語指導プレクラス専任教諭による助言をする必要があると考えられる。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

【成果】

- ・日本語指導協力者の支援により、日本語の習得ができていない児童・生徒の基礎的な読み書きや会話、個に応じた教科学習を行うことができ、充実した学校生活につなげることができた。
- ・日本語指導プレクラス支援員の配置により、来日直後等により日本語での日常会話が十分に身に付いておらず、支援を必要としている児童・生徒に、集中的に日本語初期指導を実施し、学校生活への早期適応と生活に必要な日本語の習得を図ることができた。
- ・日本語指導教室支援員による日本語習得状況や学習状況に応じた日本語指導や教科学習の支援を通して、児童・生徒が日本語を学ぶことの楽しさを味わい、通常の授業に向かう自信をつける一助となった。

【課題】

- ・近年の情勢により、本市に編入する児童・生徒の国籍に変化があることから、一部の言語において母語支援のできる日本語指導協力者の配置が十分にできないことがあった。今後については近年の傾向を踏まえつつ日本語指導協力者等の配置ができるよう環境整備を図りたい。

本事業で対応した幼児・児童 生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	人 (園)	256 人 (22校)	71 人 (11校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		256 人 (22校)	71 人 (11校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
4. その他(今後の取組予定等) ・国際教室新設校への積極的な支援 ・個別の指導における、適切なアセスメントの実施と指導内容等についての研究 ・日本語が全くできない状態で編・転入する児童・生徒への初期日本語指導の体制の充実							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。